

随意契約理由書

発注案件名	品川公共職業安定所(芝大門ビル)広告物 設置掲出	要求部署名	東京労働局総務部
発注(契約) 内 容	芝大門ビル広告物設置掲出		
発注(契約) 案 件 の 要 求 理 由	品川公共職業安定所の位置を周知するものとして、当該施設運営上必要なため。		
契約金額	¥1,555,200	契約年月日	平成26年4月1日
契約業者名 及び住所	オリックス不動産投資法人(東京都港区芝二丁目14番5号)		
随意契約 の理由	芝大門ビルの広告物設置掲出契約にあたり、オリックス不動産投資法人が当該ビルの オーナーで唯一の契約相手であり、競争性が発生しないため会計法第29条の3第4項に 該当する。		
根拠法令	会計法第29条の3第4項		
予定価格及び 積算内訳	予定価格	¥1,555,200	
見積書徴取状況	1者(業者指定)		
その他 特記事項			